

住宅宿泊事業を行う予定の事業者のみなさまへ

（廃棄物の処理について）

廃棄物の処理について

住宅宿泊事業に起因して発生したごみ（施設の宿泊者が出すごみや施設内の家具や備品を処分する場合など）については、事業活動に伴って生じた廃棄物として住宅宿泊事業者が責任をもって処理しなければなりません。

区分と処分方法

ごみを排出する際、下記の区分及び処分方法を踏まえ、宿泊者に分別方法や排出場所等についてわかりやすい表記や図示を行うなど、住宅宿泊事業者において適正区分・適正排出の対応を行ってください。

◎一般廃棄物（事業系一般廃棄物）

区 分	紙くず	新聞、雑誌、段ボール、OA用紙、その他の紙（シュレッダー処理した紙、はがき、封筒、お菓子の箱等）など
	木くず	落ち葉、剪定枝、木製品（机、椅子、棚等）など
	繊維くず	天然繊維製品（木綿布、絹、羊毛等）など
	動植物性残さ（生ごみ）	食品の食べ残し、売れ残り、調理残さなど
処分方法 <ul style="list-style-type: none"> ・自己搬入 ・一般廃棄物収集運搬許可業者に委託（堺市ホームページに許可業者の連絡先有） ・堺市（継続収集）へ申し込み 		

◎産業廃棄物

区 分	廃プラスチック類	ペットボトル、プラスチック製容器、発泡スチロール、PPバンド、ラップ類やトレー、ビニール袋、PP製ファイル、収納ケース、合成ゴム製の手袋、化学繊維製の布 など
	金属くず	スチール製品（机、椅子、ロッカー等）、空き缶、ハサミや刃物類、アルミホイル、一斗缶 など
	ガラス陶磁器くず コンクリート	空きびん、コップ等のガラス類、蛍光灯や電球 など 茶碗等の陶器類、植木鉢 など コンクリートくず など
	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記産業廃棄物に該当しない物	
処分方法 <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理業者に委託（堺市・大阪府ホームページに許可業者の連絡先有） 		

許可業者に依頼する場合、一般廃棄物・産業廃棄物についてそれぞれの許可を持つ業者と契約・処理依頼してください。

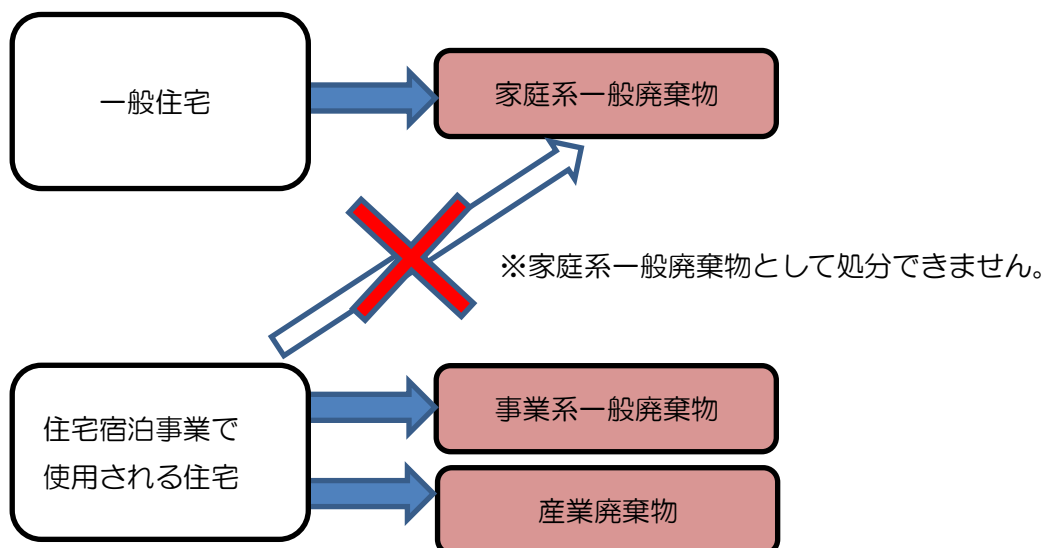
家庭から出るごみと決して混ぜないでください

住宅宿泊事業を行う場合、他の居住者などの一般住宅が排出するごみと決して混ぜないように、ごみ置き場の利用方法など考慮し、適切に処理してください。

※事業に伴って発生した廃棄物は、家庭系一般廃棄物として処分することはできません。事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分別し、住宅宿泊事業者が自らの責任で処理してください。

※事業所から出るペットボトル、缶、びん、スチール製品、蛍光灯や電球は産業廃棄物となり、家庭系一般廃棄物や事業系一般廃棄物として処分することはできません。住宅宿泊事業者が自らの責任で処理してください。

イメージ図（※詳しくは「区分と処分方法」を参照してください）



ごみの「発生抑制」「再利用」「減量化」にご協力ください

排出事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量に積極的に努める必要があります。紙くず・繊維くず等など分別すれば資源化できるものは分別し、「資源」として排出するようお願いします。

〈問い合わせ先〉 堺市 環境局

(一般廃棄物に関すること)	環境事業部	資源循環推進課	072-228-7479
	環境事業部	環境業務課	072-228-7429
(産業廃棄物に関すること)	環境保全部	環境対策課	072-228-7476